指定管理者制度導入施設

新区	分	施 設 名	所在地	指定管理者	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
]	1	大分県立総合文化センター	エハ キ	(ハロンス) 日本体でないっぷ かに関け口			1100 4		11 1105 0 01 (5/5)				
4	2	大分県立美術館	大分市	(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団		H30.4.1~H35.3.31(5年)							
(3	大分県立別府コンベンションセンター	別府市	ビーコンプラザ共同事業体		H31.4.		1~H36.3.31(5年)					
4	4	大分県社会福祉介護研修センター	大分市	(社福)大分県社会福祉協議会		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
į	5	大分県母子・父子福祉センター	大分市	(一財)大分県母子寡婦福祉連合会		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
(6	大分県聴覚障害者センター	大分市	(社福)大分県聴覚障害者協会		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
7	7	大分県身体障害者福祉センター	大分市	(社福)大分県社会福祉協議会		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
8	8	大分県長者原オートキャンプ場(H31.4.1九重町へ移管	九重町	(有)吉武建設					H31. 4.				
(9	大分県長者原園地	儿里叫	(有) 音政建設					Н33. 3	3. 31(2年)			
1	10	おおいた動物愛護センター(ドッグラン・多目的広 場)	大分市	九州乳業(株)				I I	I31. 2. 1~ 2年2月)	·H33. 3. 31			
1	11	大分農業文化公園	杵築市 宇佐市	(公社)大分県農業農村振興公社		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
1	12	大分県都市農村交流研修館	杵築市										
1	13	大分県林業研修所	由布市	(公財)森林ネットおおいた		H28.4.1~H33.3.31(5年)							
1	14	大分県青少年の森	大分市										
1	15	大分県平成森林公園	大分市 豊後大野市	(公財)森林ネットおおいた			H31.4.1~H36.3.31(5年		.31(5年)				
1	16	大分県神角寺展望の丘	豊後大野市							_			
☆ 1	17	大分県リバーパーク犬師	豊後大野市	豊後大野市				H30.4.1~H32.3.31 (2年) 今回更新 H32.4.1~H35.3.31 (3年)					
1	18	別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・ 石垣地区緑地	別府市	(株)おおいた観光サービス					H31.4.1~H36.3.31(5年)				
1	19	大分港大在コンテナターミナル	大分市	(株)大分国際貿易センター			H31.4.1~H36.3.31(5		31(5年)				
2	20	別府港北浜ヨットハーバー	別府市	(株)ササキコーポレーション			H28.4.	3.4.1~H33.3.31(5年)					
2	21	大分スポーツ公園											
2	22	高尾山自然公園	大分市	(株)大宣					H31.4.1~		1∼H36.3.	-H36.3.31(5年)	
2	23	大分県立武道スポーツセンター											
2	24	ハーモニーパーク	日出町	(株)サンリオエンターテイメント			H28.4.	1∼H33.3.3	~H33.3.31(5年)				
☆ 2	25	大洲総合運動公園	大分市	ファビルス・プランニング大分共同事業体					-H32.3.31	今回更新	H32.4.1~	H35.3.31	
2	26	大分県立総合体育館 (H32.4.1大分市へ移管)	人刀巾	ファンルベ・フランニンシスガ大同学条件				(2年)	(3年)				
2	27	大分県立庄内屋内競技場	由布市	由布市						H31.4.	1∼H36.3.	31(5年)	

リバーパーク犬飼の次期指定管理について

1 現状

(1)施設概要

(平成9年8月1日設置)



【県施設】

・多目的グラウンド、カヌー艇庫、トイレ、更衣室、シャワー室

【市施設】

・テニスコート、ログハウス、芝生広場、管理棟

(2)設置目的

大分県リバーパーク犬飼

・大野川の優れた景観を生かし、スポーツ及びレクリエーションの場を提供 することにより、県民の健康で文化的な生活の向上を図る

豊後大野市リバーパーク犬飼

・恵まれた自然環境を生かし、スポーツ・レクリエーション広場として都市と の交流拠点とする

(3)指定管理の状況

①指定管理者:豊後大野市

②指 定 方 法:任意指定(市施設と一体的に管理を行うため)

③指 定 期 間:平成30年4月1日から平成32年3月31日(2年間)

④料 金 制 度:利用料金制

⑤備 考: 多目的グラウンドの芝の適正管理のために委託料を支出

2 経緯等

(1)経緯及び課題

- ①平成29年2月:豊後大野市が県に要望書を提出
- ・「県施設の管理運営費用の負担」と「両施設の一体的利活用の検討」
- ②平成29年2月:平成28年度第3回行財政改革推進員会
- ・2年間の指定期間内に一体的利活用を検討

(2)検討状況

- ①市施設をスポーツツーリズム等と連携した独自性の高いツーリズムを推進 する施設へリニューアル
 - ・有識者、利用者、地元住民、行政で構成された「豊後大野市リバーパー ク犬飼施設改修等検討委員会」を市が設置し、改修案を今年度中に決定
- ②上記①の目的を達成するために県と市両施設へ民間活力を導入

3 次期指定管理の方針

(1)指定の方向性

①指定方法:公募(県と市で共同実施)

②指定期間:平成32年4月1日から平成35年3月31日(3年間)

③期間理由:市施設に新たに指定管理者制度を導入するにあたり、市が交

流・観光を目的とした市の他施設と同じ3年間を希望しており、

県もこれを妥当と判断するため

④料金制度:利用料金制

⑤備 考:多目的グラウンドの芝の適正管理のために委託料を支出予定

(2)スケジュール

30年度 31年度 32年度 33年度 34年度

・ 日標指標・基準価格の設定
・ 募集要項の作成
・ 豊後大野市と共同公募
・ 債務負担行為予算議案の上程
・ 指定議案の上程

大洲総合運動公園・大分県立総合体育館の次期指定管理について

1 現状



工業地帯と市街地を遮断する緩衝地帯として、また 県民の健康と体力の維持管理を図り公共の福祉の増進 に資するため、各種スポーツ施設を備えた運動公園と して設置

大分県立総合体育館 昭和54年4月1日

(所管部局:教育庁 体育保健課)

県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため、総合体育施設を備えた体育館を設置

(3) 指定管理の状況

・指定管理者:ファビルス・プランニング大分共同事業体

・指定期間:平成30年4月1日~平成32年3月31日(2年間)

・指 定 方 法:任意指定 ・料 金 制 度:使用料制

(4) 施設の移管

- ・新たに整備する武道スポーツセンターの完成に伴い、総合体育館は県有施設としては廃止する。
- ・大分市は、大分県から総合体育館を平成32年4月 に受け入れる。

______ (1)指定の方向性

次期指定管理の方針

施設の一体管理

総合体育館と公園を一体で管理することにより各施設の効率的な運用が図られることから、県は大分市と連携して指定管理者を募集し、同一の指定管理者を選定する予定である。(県・市双方が効率的・効果的な管理のあり方を検証していく。)

(2) 指定期間と理由

指定期間 平成32年4月1日~平成35年3月31日【3年間】

理由 武道スポーツセンターが新設されることによる総合体育館の利用者数への影響等 を検証するため、大分市は今回の指定期間を3年程度とすることを希望しており、 県もこれを妥当と判断するため。

(3) スケジュール

平成31年度

- ・目標指標、 基準価格の設定
- 公募
- · 指定管理者決定

平成32年度~34年度

- 指定管理期間
- ·目標指標、 基準価格設定
- 公募
- ・指定管理者 決定

平成35年度~ 新たな指定管理期間

指定管理施設(キャンプ場)の利用促進について

1 キャンプ場の概要

所管部局	施設名	所在地	設備
生活環境部	長者原オートキャンプ場(H10.7設置)	九重町田野	オートサイト40区画、フリーサイト40区画、ケビン10棟
農林水産部	農業文化公園オートキャンプ場(H13.4設置)	杵築市山香町	オートサイト30区画、コテージ8棟
	平成森林公園キャンプ場(H5.4)	大分市大字高原	常設テント14張、ファミリーテント15張、ツリーハウス7棟、 バンガロー6棟、コテージ1棟
土木建築部	リバーパーク犬飼(市設部分)(H9.8設置)	豊後大野市犬飼町	ログハウス7棟

2 背景と課題

- ・オートキャンプ白書によると2017年のオートキャンプ参加者は「840万人」と推計され、**5年連続で前年を上回っている**。
- ・団塊ジュニア世代が子育て世代の中心となるなか、新規参入者(ビギナー)が約2割を占めるなど裾野が広がっている。
- ・また、**豪華なキャンプ「グランピング」**や**秋以降の「冬キャンプ」**を楽しむ人も増えている。
- ・こうした中、本県のキャンプ場施設は設置から概ね20年程度経過しており、利用者ニーズの変化への対応について検討が必要である。
- ・また、利活用策を検討するにあたり、**施設の設置目的や所掌事務に縛られない**より広範な視点で検討が必要である。

3 取組状況

部局を横断して、マーケットの動向等を踏まえた施設のあり方を検討するため①~③の取組を実施した。

①課題の共有

- ・キャンプ場担当者による意見交換会を実施し、それぞれの施設の特徴や課題を把握
- ・施設の相互視察を実施し、他施設の優れた取組事例を共有
- ・若手職員によるPTを設置し施設の利活用案を検討(農林水産部)

②新たな取組(インターネット予約導入)への支援

・指定管理者にインターネット予約に関する情報提供 ※農業文化公園オートキャンプ場は導入済み

③有識者からの意見聴取

・県内外の有識者に現地調査を踏まえたうえで専門的見地から助言をいただいた。

県外有識者: (一社)日本オートキャンプ協会 オートキャンプ指導者 コーディネーター 洞口 健児 氏

(キャンプ場等の基本構想の策定、施設レイアウト、デザイン及びその運営計画、人材育成、施設経営管理の専門家)

県内有識者:(有)山渓 伊東 志郎 氏 (アウトドアショップ経営、アウトドアイベントの開催)

